

防人衛第10159号
27.6.25
一部改正 防官文(事)第18号
27.10.1
一部改正 防人衛(事)第77号
令和3年3月31日
一部改正 防人衛(事)第249号
令和5年6月30日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官
(公印省略)

防衛医学先端研究作業部会の設置について(通達)

標記について、防衛医学先端研究の実施に関する訓令(平成27年防衛省訓令第26号)第9条第8項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類:別紙

防衛医学先端研究作業部会設置要綱

(設置)

第1 防衛医学先端研究の実施に関する訓令（平成27年防衛省訓令第26号）第9条第1項に規定する防衛医学先端研究審査会議（以下「審査会議」という。）における審議に必要な作業を行うため、同条第8項の規定に基づき、審査会議の下に、防衛医学先端研究作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

(構成)

第2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

(1) 部会長 衛生監

(2) 部会員 防衛政策局防衛政策課長

人事教育局衛生官

防衛医科大学校副校長（教官をもって充てる副校長のうち、医学教育研修センター及び医学教育部に関する事項を整理する副校長並びに自衛官をもって充てる副校長）

統合幕僚監部防衛計画部長

統合幕僚監部首席後方補給官

陸上幕僚監部防衛部長

陸上幕僚監部衛生部長

海上幕僚監部防衛部長

海上幕僚監部首席衛生官

航空幕僚監部防衛部長

航空幕僚監部首席衛生官

2 部会長は、作業部会における調整のために必要があると認めるときは、前項第2号に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(運営)

第3 部会長は、作業部会を招集し、会務を総理する。

(庶務)

第4 作業部会の庶務は、人事教育局衛生官において処理する。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。